

## 1. 中国さんご船の拿捕について

平成 26 年 5 月 27 日、水産庁漁業取締船が、中国さんご船を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第 5 条第 1 号（無許可操業罪）の疑いで拿捕しました。

なお、本年の水産庁による外国漁船の拿捕は 12 件目（中国漁船 5 件）です。

### 1. 事件の概要

5 月 27 日、水産庁漁業取締船「東光丸」（2,071 トン）が、沖縄県宮古島市所在平安名埼灯台東北東約 69 キロメートルの我が国排他的経済水域（EEZ※）において、中国さんご船「浙台漁運31488」（チョタイユイユン 31488）が我が国農林水産大臣の許可を受けずに操業していたのを確認しました。

このため、同船船長を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第 5 条第 1 項違反（無許可操業罪）の疑いで 5 月 27 日拿捕しました。

なお、本年の水産庁による外国漁船の拿捕は 12 件目（中国漁船 5 件）です。

1. 被疑者：梁美权（リアン メイチュエン）（自称）

2. 被疑船：浙台漁運31488（チョタイユイユン 31488）（船体表示による）

（さんご船、総トン数：不詳、被疑者を含む 12 名乗船、船籍港：台州（船体表示による））

3. 違反内容

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第 5 条第 1 項違反（無許可操業罪）の疑い

4. 逮捕状況

5 月 27 日午前 3 時 34 分、同船船長を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第 5 条第 1 項違反（無許可操業罪）で現行犯逮捕

5. 漁業取締船

東光丸（とうこうまる）（2,071 トン、船長：巽（たつみ）重夫）

※EEZ：Exclusive Economic Zone

### 2. 水産庁による外国漁船の拿捕件数の推移（参考）

	韓国	中国	ロシア	台湾	その他	合計
--	----	----	-----	----	-----	----

平成 26 年	7	5	0	0	0	12
平成 25 年	9	6	0	4	0	19
平成 24 年	5	2	0	4	0	11
平成 23 年	11	0	0	1	0	12
平成 22 年	13	1	0	5	0	19
平成 21 年	12	3	0	2	0	17
平成 20 年	18	2	0	0	0	20
平成 19 年	11	1	0	1	0	13
平成 18 年	8	1	0	1	0	10
平成 17 年	9	2	0	5	0	16

平成 26 年は 1 月 1 日から 5 月 27 日までの件数

\* 拿捕とは、船舶を押収し、又は船長その他の乗組員を逮捕することをいいます。

<添付資料>

- ・ 別添 1 中国さんご船拿捕位置概略図
- ・ 別添 2 中国さんご船写真

お問い合わせ先

資源管理部管理課

担当者：指導監督室 小池、南、大部

代表：03-3502-8111（内線 6670）

ダイヤルイン：03-3502-3805

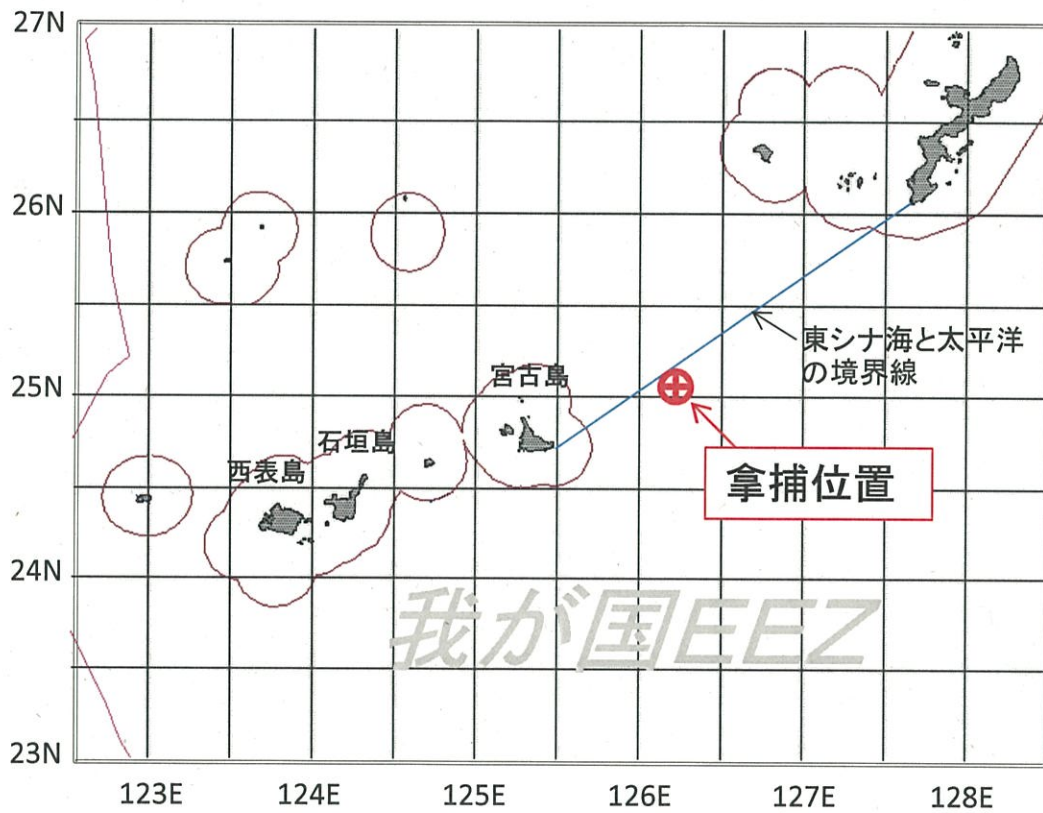
FAX：03-3502-0167

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/>

(別添1)

中国さんご船「浙台漁运31488(チオタイユイユン31488)」  
拿捕位置概略図



(別添2)

浙台漁運31488(チオタイユン31488)写真



浙台漁運31488(手前)と、水産庁漁業取締船東光丸(奥)